

資料編

(資料1) 非課税の適用を受ける施設

(資料2) 特定防火対象物に設置される消防用設備・防災施設等

(資料3) 課税標準の特例の適用を受ける施設

(資料4) みなし共同事業

【非課税の適用を受ける施設】

地方税法 条	項	号	区分	該当施設	資産割	従業者割
701-34	1		公共法人等	・国 ・非課税独立行政法人 ・公共法人（法人税法 別表第1）	○	○
〃	2		公益法人等	下記対象事業者が行う、収益事業以外の事業 ◆対象事業者 ・公益法人等（法人税法 別表第2） ・防災街区整備事業組合 ・管理組合法人及び団地管理組合法人 ・マンション建替組合及びマンション敷地売却組合 ・認可地縁団体（地方自治法第260条の2第7項） ・法人である政党等（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項） ・特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条第2項） ・人格のない社団等	○	○
〃	3	3	博物館等	①博物館法第2条第1項に規定する博物館 ⇒兵庫県教育委員会からの登録を受けた博物館 ②図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 ⇒地方公共団体・日本赤十字社・一般社団法人・一般財団法人が設置する図書館 学校に併設された図書館・図書室は除く ③学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園 ⇒学校法人以外が設置する私立幼稚園	○	○
〃	〃	4	公衆浴場	県知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○
〃	〃	5	と畜場	市長（保健所設置市の場合）の許可を受けたと畜場	○	○
〃	〃	6	死亡獣畜取扱場	市長（保健所設置市の場合）の許可を受けた死亡獣畜取扱場 ※化製場は非課税の対象外	○	○
〃	〃	7	水道施設	◆対象事業者 ・水道事業者（水道法第6条第1項） ・水道用水供給事業者（水道法第26条） ・専用水道の設置者（水道法第3条第6項） ◆対象施設 対象事業者が管理する以下の施設 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設 （専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。）	○	○
〃	〃	8	一般廃棄物の収集・運搬・処分施設	市町村長の許可・認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集・運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○
〃	〃	9	病院等	・病院等：病院・診療所（歯科含む） ・介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項）のうち、医療法人が開設するもの ・介護医療院（介護保険法第8条第29項）のうち、医療法人が開設するもの ・医療関係者の養成所 （看護師、准看護師、歯科衛生士、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）	○	○
〃	〃	10	保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	○	○
〃	〃	10-2	小規模保育事業施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○
〃	〃	10-3	児童福祉施設	・助産施設（児童福祉法第36条） ・乳児院（児童福祉法第37条） ・母子生活支援施設（児童福祉法第38条） ・保育所（児童福祉法第39条） ・児童厚生施設（児童福祉法第40条） ・児童養護施設（児童福祉法第41条） ・障害児入所施設（児童福祉法第42条） ・児童発達支援センター（児童福祉法第43条） ・児童心理治療施設（児童福祉法第43条の2） ・児童自立支援施設（児童福祉法第44条） ・児童家庭支援センター（児童福祉法第44条の2①）	○	○
〃	〃	10-4	認定こども園	認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）	○	○
〃	〃	10-5	老人福祉施設	・老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2） ・老人短期入所施設（老人福祉法第20条の3） ・養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4） ・特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5） ・軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6） ・老人福祉センター（老人福祉法第20条の7） ・老人介護支援センター（老人福祉法第20条の7の2）	○	○
〃	〃	10-6	障害者支援施設	障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項） 障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設	○	○
〃	〃	10-7	社会福祉事業用施設	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○
〃	〃	10-8	包括的支援事業用施設	介護保険法第115条の4第6第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○
〃	〃	10-9	認可保育事業用施設	・家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項） ・居宅訪問型保育事業（児童福祉法第6条の3第11項） ・事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）	○	○
〃	〃	11	農林漁業者の生産用施設	農業・林業・漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設のうち以下のもの 農作物成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設	○	○
〃	〃	12	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設のうち一定のもの	○	○

【非課税の適用を受ける施設】

地方税法 条	項	号	区分	該当施設	資産割	従業者割
701-34	3	14	卸売市場	・卸売市場 ・関連施設（倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター、計算センター）	○	○
〃	〃	16	電気事業用施設	一般送配電事業、送電事業、発電事業の用に供する施設のうち一定のもの	○	○
〃	〃	17	ガス事業用施設	一般ガス導管事業（ガス事業法第2条第5項）、ガス製造事業（ガス事業法第2条第9項）の用に供する施設のうち一定のもの	○	○
〃	〃	18	中小企業の集積の活性化事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付け等を受けて設置する施設のうち、一定のもの	○	○
〃	〃	19	中小事業の特定国際戦略事業・特定地域活性化事業にかかる施設	・総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、一定のもの ・総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、一定のもの	○	○
〃	〃	20	鉄道事業用施設	鉄道事業者（鉄道事業法第7条第1項）、軌道経営者（軌道法第4条）が、本来の事業の用に供する施設（事務所、発電施設は除く。）	○	○
〃	〃	21	自動車運送事業用施設	下記施設のうち、事務所以外の施設 ・一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス事業に限る）（道路運送法第3条第1号イ） ・一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第2条第2項） ※三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。 ※特定の者の需要に応じてするものを除く。 ・貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの ・第二種貨物利用運送事業のうち航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの	○	○
〃	〃	22	自動車ターミナル	下記施設のうち、事務所以外の施設 ・バスターミナル：一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナル ・トラックターミナル：一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナル	○	○
〃	〃	23	国際路線に係る公共の飛行場設置施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るものとして政令で定める施設	○	○
〃	〃	24	電気通信事業用施設	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信役務（電気通信事業法第2条第3号）を提供する電気通信事業（同条第4号）を営む者で政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設で、事務所・研究施設・研修施設以外の施設	○	○
〃	〃	25	一般信書便事業施設	一般信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項）が本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○
〃	〃	25-2	日本郵便株式会社	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務等の用に供する施設のうち、下記の施設 ・郵便物の送達の用に供する施設で、郵便物の配達、表示、区分、転送、還付及び保管の用に供する施設 ・郵便窓口業務（簡易郵便法第二条） 郵便物の引受け、郵便物の交付、郵便切手類の販売及びそれらに付随する業務 ・印紙の売りさばき	○	○
〃	〃	26	福利厚生施設	◆対象施設 ①事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する労働者の利用に供する福利又は厚生のための施設 ②国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団が経営する専らこれらの組合若しくはこれらの連合会を構成する組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の利用に供する福利又は厚生のための施設 ③農業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する企業年金連合会、農業者年金基金、法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）による法人である職員団体等その他これらに類する組合又は団体が経営する専らこれらの合又は団体の構成員の利用に供する福利又は厚生のための施設 ④公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）又は法第701条の34第2項に規定する人格のない社団等が経営する専ら労働者の利用に供する福利又は厚生のための施設 ⑤上記の団体等から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら労働者の利用に供する福利又は厚生のための施設 ◆福利厚生のための施設とは ・対象施設：体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室、理髪室 更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、喫煙室、宿泊室 ※ただし、業務用施設と認められるものは除く。 ・対象外：研修所 ・その他：社員寮・社宅は、居住の用に供するもののため、課税対象ではない。	○	○
〃	〃	27	特定路外駐車場	特定路外駐車場（道路外の駐車場で一般公共の用に供されるもの）のうち ①都市計画において定められたもの ②駐車場法第12条の届出がなされたもの ③一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの	○	○
〃	〃	28	駐輪場	都市計画に定められた駐輪場（自転車・原動機付自転車の駐輪場）	○	○
〃	〃	29	高速道路事業用施設	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社については、同項第1号、第2号、第4号又は第5号に規定する事業）の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○
〃	4		消防用設備・防災施設等	消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるもの（特定防火対象物）に設置される同項に規定する消防用設備等及び同条第三項に規定する特殊消防用設備等並びに当該防火対象物に設置される建築基準法第35条に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備のうち政令で定める部分に係るもの	○	-
〃	5		港湾運送事業用施設	港湾運送事業者（港湾運送事業法第9条第1項）が本来の事業の用に供する施設のうち労働者詰所及び現場事務所	-	○

【特定防火対象物に設置される消防用設備・防災施設等（地方税法第701条の34 第4項）】

特定防火対象物（表1）に設置される消防用設備・防災施設等は、その区分により表2の割合が非課税となります。

【表1】 特定防火対象物

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所、助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、乳児院、障害児入所施設など ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、放課後等デイサービス、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センターなど ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

【表 2】 消防用設備・防災施設等にかかる非課税対象面積及び非課税割合

(1)

非課税の対象となる床面積	非課税割合
1. 消防用設備等の設置部分及び直接関連する設備等の設置部分	全部
<p>次に掲げる消防用設備等（これに附置される非常電源を含む。）で、消防法第 17 条の技術上の基準に適合するもの又は同法第 17 条の 2 の 5 第 1 項若しくは第 17 条の 3 第 1 項の規定の適用があるもの。</p> <p><消防用設備等></p> <p>①消火器及び簡易消火用具の設置部分 消火器、水バケツ、水槽（そう）、乾燥砂、膨張ひる石、膨張真珠岩</p> <p>②消火設備 屋内消火栓（せん）設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡（あわ）消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓（せん）設備、動力消防ポンプ設備</p> <p>③警報設備 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具 非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備）</p> <p>④避難設備 すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、誘導灯、誘導標識など</p> <p>⑤消火活動上必要な施設 排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備</p> <p>⑥消防用水 防火水槽（そう）又はこれに代わる貯水池その他の用水</p> <p><直接関連する施設・設備の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水槽・消火薬剤の貯蔵槽・消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫など ・ ポンプ室 ・ 非常用電源室、予備電源室（発電室、蓄電池室、変電室） ・ 総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分 ・ 格納箱、格納庫等 ・ パイプスペース、電気配線シャフト、ダクトスペース 	

(2)

非課税の対象となる床面積		非課税割合
2. 階段（建築基準法第 35 条に規定するもの）		
①避難階段の階段室 ②特別避難階段の階段室及び付室 （建築基準法施行令第 1 2 3 条に規定するもの）		全部
	③避難階又は地上へ通ずる直通階段（①及び②を除く）	1/2
3. 廊下（建築基準法第 35 条に規定するもの）		1/2
4. 避難階における屋外への出入口（建築基準法第 35 条に規定するもの）		1/2
5. 非常用進入口（建築基準法第 35 条に規定するもの）		全部
6. 中央管理室（建築基準法施行令第 20 条の 2 第 2 号に規定するもの）		1/2
7. 防火区画された部分（建築基準法施行令第 112 条第 9 項に規定するもの）		
①吹抜きとなっている部分 ②階段の部分 ③昇降機の昇降路の部分 ④ダクトスペースの部分 ⑤その他これらに類する部分		1/2
8. 非常用エレベーター（これに附置される予備電源を含む。） （建築基準法施行令第 129 条の 13 の 3 第 2 項に規定するもの）		全部
9. 排煙設備及び非常用の照明装置（これらに附置される予備電源を含む。） （建築基準法第 35 条に規定するもの）		全部
10. 避難通路（明石市火災予防条例の規定により設置するもの）		
①スプリンクラー設備の有効範囲内に設置するもの ②上記以外のもの		全部
		1/2
11. 喫煙所（明石市火災予防条例第 24 条第 4 項第 2 号の規定により設置されたもの）		1/2
12. 条例又は市長、消防長若しくは消防署長の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの		1/2

【課税標準の特例の適用を受ける施設】

地方税法 条	項	号	区分	該当施設	資産割	従業者割
701-41	1	1	協同組合等	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2
〃	〃	2	専修学校・各種学校	専修学校（学校教育法第124条）、各種学校（学校教育に類する教育を行うもの）において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2
〃	〃	3	公害防止施設等	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの（ただし、専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。） ・汚水・排水等の除害施設、ばい煙等処理施設、廃油処理施設、ダイオキシン類処理施設などで一定のもの	3/4	-
〃	〃	4	産業廃棄物の収集・運搬・処分施設	産業廃棄物の収集・運搬・処分の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	3/4	1/2
〃	〃	5	家畜市場	県知事の登録を受けた家畜市場	3/4	-
〃	〃	6	消費地食肉冷蔵施設	国・地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、農業近代化資金の貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	-
〃	〃	7	醸造業の製造用施設	みそ・しょうゆ・食用酢・酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設 ・対象：原料処理、仕込、発酵熟成、火入、調整、加熱殺菌など ・対象外：原料倉庫、包装、びん詰、たる詰など	3/4	-
〃	〃	8	木材市場・木材保管施設	・木材市場 木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの ・木材保管施設（専ら木材の保管の用に供される施設）のうち一定のもの	3/4	-
〃	〃	9	ホテル・旅館	◆対象事業 ・旅館、ホテル（旅館業法第2条第2項） ◆対象施設 客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限る）、広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く）、ロビー、浴室、厨房、機械室、その他これらに類する施設で宿泊に係るもの	1/2	-
〃	〃	10	港湾施設のうち一定のもの	港湾施設（港湾法第2条第5項）のうち ・航行補助施設のうち、港務通信施設 ・旅客施設（旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、宿泊所） ※宿泊所は、客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。）、広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。）、ロビー、浴室、厨房、機械室その他これらに類する施設 ・船舶役務用施設（船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設、船舶修理施設並びに船舶保管施設）	1/2	1/2
〃	〃	11	港湾施設の上屋・倉庫	港湾施設（港湾法第2条第5項）のうち ・荷さばき施設のうち、上屋 ・保管施設のうち、倉庫 （倉庫業法第3条の国土交通大臣の登録を受けた倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る。）	3/4	1/2
〃	〃	12	外国貿易用コンテナ貨物荷さばき用施設	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	-
〃	〃	13	港湾運送事業用上屋	一般港湾運送事業（港湾運送事業法第3条第1号）又は港湾荷役事業（港湾運送事業法第3条第2号）の用に供する上屋	1/2	-
〃	〃	14	倉庫業者の倉庫	倉庫業者（倉庫業法第3条の国土交通大臣の登録を受けたもの）がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	-
〃	〃	15	タクシー事業施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設（事務所を除く）	1/2	1/2
〃	〃	16	公共の飛行場	公共の飛行場に設置される格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設、航空運送事業の用に供する施設	1/2	1/2
〃	〃	17	流通業務地区内の施設	流通業務地区（流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項）内に設置される一定の施設	1/2	1/2
〃	〃	18	流通業務地区内の倉庫	流通業務地区（流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項）内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3/4	1/2
〃	〃	19	特定信書便事業用施設	特定信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律第29条の総務大臣の許可を受けたもの）が本来の事業の用に供する施設のうち、信書便物の引受け及び配達に供する施設、信書便物の表示・区分・転送・選付・管理の用に供する施設	1/2	1/2
〃	2		心身障害者を多数雇用する事業所等	心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等 （障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるもの支給に係る施設又は設備に係るものに限る。）	1/2	-
附則33	1		沖縄振興特別措置法関係	※明石市は対象外	1/2	-
〃	2	1/2			-	
〃	3	1/2			-	
〃	4	1/2			-	
〃	5		特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく農産加工品の生産施設	◆対象施設 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項の規定による承認を受けた ・同法第2条第2項に規定する特定農産加工業者 又は ・同法第3条第1項に規定する特定事業協同組合等 が 同法第4条第2項に規定する承認計画に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で農産加工品の生産の用に供する施設のうち一定のもの ◆特別適用期間 法人：平成33年3月31日までに終了する事業年度分まで 個人：平成32年分まで	1/4	-
〃	6		企業主導型保育事業	◆対象事業所 平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間に、子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた事業所 ◆特別適用期間 ・法人：補助開始対象期間内に最初に当該政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する事業年度から当該政府の補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで ・個人：補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなった日の属する年前の年分まで	3/4	3/4

みなし共同事業

(1) みなし共同事業とは

事業者が親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社などの特殊関係者を有して、その事業者（特殊関係者を有するもの）の事業と特殊関係者の事業とが同一家屋で行われている場合、その特殊関係者の事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負う制度です。

また、事業を分割して別法人で行う場合のように、事業の経営形態が異なることで税負担に不均衡が生じないよう特殊関係者を有する者について、特殊関係者の行う事業と合算して免税点判定を行うなどの特別の規定が設けられています。

(2) みなし共同事業の適用

同族会社等の特殊関係者を有する場合において、当該特殊関係者の行う事業が同一家屋で行われている場合（当該事業がその特殊関係者を有する者と意思を通じて行われているものでなく、かつ、事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合を除く）は、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。

みなし共同事業に係る特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定は、個人にあっては個人に係る課税期間の末日、法人にあっては事業年度の末日の現況により行います。

ア 同族会社

「同族会社」とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいいます。具体的には、会社の株主等(その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く)の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額又は出資を有する場合におけるその会社となります。なお、上記の「株式数等による判定」のほか、「議決権の数による判定」又は「社員の数による判定」により同族会社に該当する場合があります。

イ 「特殊関係者」・「特殊関係者を有する者」

親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社で政令にて定めるものを「特殊関係者」、これらの特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。「特殊関係者」の範囲は、以下の区分の①から⑦までのいずれかに該当する者とされています。(表中の「判定対象者」とは、「特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者」をいいます。)

区分(法令)		特殊関係者		例
①	令 56 の 21①-1	個人	<u>判定対象者の配偶者、直系血族、兄弟姉妹</u>	(3)ア
②	令 56 の 21①-2	個人	①に掲げる者以外の <u>判定対象者の親族(6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族)</u> で、 <u>判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの</u>	(3)イ
③	令 56 の 21①-3	個人	①、②に掲げる者以外の <u>判定対象者の使用人その他の個人</u> で、 <u>判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの</u>	(3)ウ
④	令 56 の 21①-4	個人	<u>判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人(①、②に掲げる者を除く。)</u> 及びその者と①～③の一に該当する関係がある個人	(3)エ
⑤	令 56 の 21①-5	個人	<u>判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④の一に該当する関係がある個人</u>	(3)オ
⑥	令 56 の 21①-6	法人	<u>判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社</u>	(3)カ
⑦	令 56 の 21①-7	法人	<u>判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員(これらの者と①～④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。)</u> の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社 ※条文で、判定対象者(X)が同族会社である場合において、「その判定の基礎となった株主又は社員(a)(これらの者(a)と①～④までに該当する関係がある個人(b)及びこれらの者(a 及び b)を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社(c)を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社(Y)」を特殊関係者としていますので、判定対象者(X)にとって、上記 a、b 及び c の全部又は一部のみを判定の基礎として同族会社に該当する他の会社(Y)が特殊関係者となることとなります。	(3)キ

ウ 同一家屋

「同一家屋で行われている場合」とは、特殊関係者と特殊関係者を有する者又はその特殊関係者を有する者の他の特殊関係者行う事業が同一家屋内で行われていることをいいます。

「同一家屋」とは、原則として同一棟をいい、別棟の建物は同一家屋とはしません。

エ みなし共同事業の除外要件

「意思を通じて行われるものでなく」とは、同一家屋において事業を行うことについて、特殊関係者と特殊関係者を有する者との間に何ら意思の疎通もないと客観的に認められる場合をいいます。具体的には、都市再開発事業等の公共事業の施行に伴い権利床の取得等で結果的に同一家屋に同居することになる例があります。特殊関係者を有する者と特殊関係者が同一家屋において事業を行う場合は、原則として、意思を通じて行われているものと考えられます。

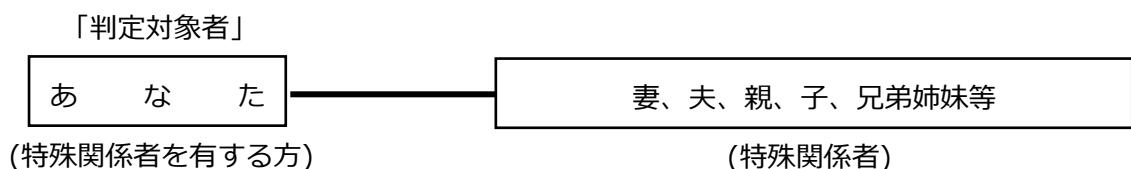
「事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合」とは、みなし共同事業の規定を適用しないで計算した場合と、みなし共同事業の規定を適用して計算した場合とを比較して、事業所税の負担が結果的に減少しない場合をいいます。

(3) 特殊関係者

特殊関係者とは、親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 第1号該当

あなた（特殊関係者を有する方であるかどうか判定すべき方をいい、「判定対象者」と表します。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹



イ 第 2 号該当

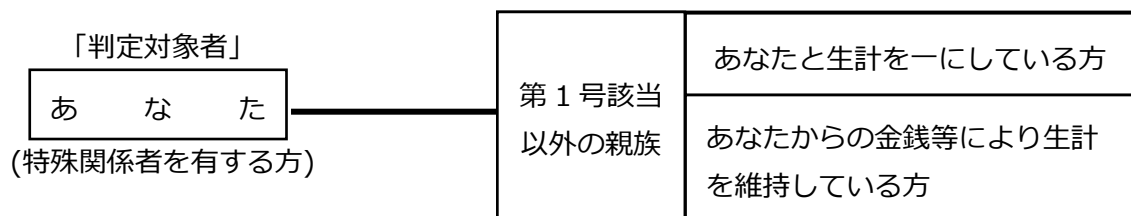
あなたの親族（第 1 号該当に掲げる方を除く 6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族）で、次のいずれかに該当する方

(ア) あなたと生計を一にしている方

日常生活の生活費を共通にしていることをいい、必ずしも同居していることを必要としません。

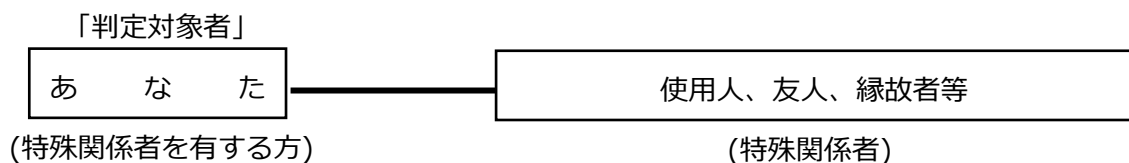
(イ) あなたから受ける金銭その他の財産により生計を維持している方

あなたから給付を受けた金銭その他の財産又は当該金銭その他の財産の運用によって生ずる収入を生活費として日常生活をしていることをいいます。



ウ 第 3 号該当

あなたの使用人等（第 1 号該当又は第 2 号該当に掲げる方を除きます。）で、あなたから受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している方この場合の「特別の金銭その他の財産」とは、給与、報酬等の役務又は物の提供の対価として受ける給付以外のものをいいます。

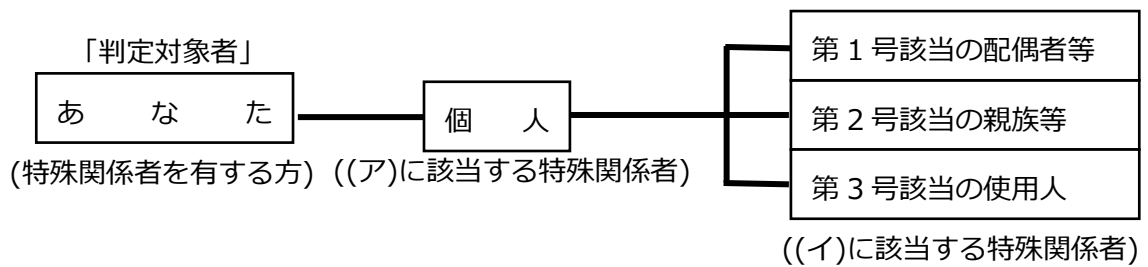


エ 第 4 号 該 当

次に該当する個人の方

(ア) あなたに特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている方 (第 1 号該当又は第 2 号該当に掲げる方を除きます。)

(イ) (ア) の方と第 1 号該当から第 3 号該当までの一に該当する関係がある方「財産を提供して」いる場合とは、財産を譲渡している場合のほか、賃貸等により利用させている場合も含まれます。



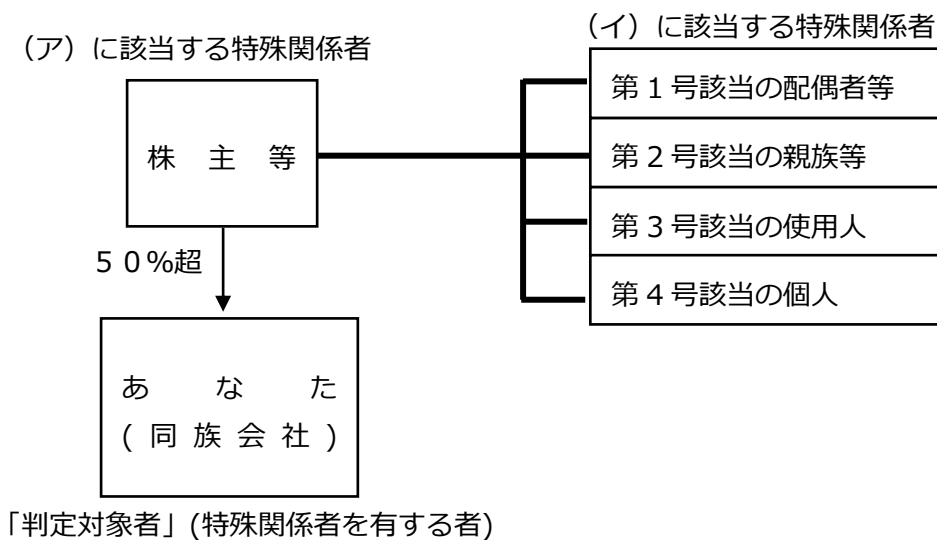
オ 第 5 号 該 当

あなたが同族会社の場合で、次に該当する個人の方

(ア) 同族会社の判定の基礎となった株主又は社員の方

この場合の「同族会社の判定の基礎となった株主又は社員の方」とは、あなたが同族会社であるとの判定が行われた際、直接その判定の基礎とされた方をいいます。

(イ) (ア) の方と第 1 号該当から第 4 号該当までの一に該当する関係がある方



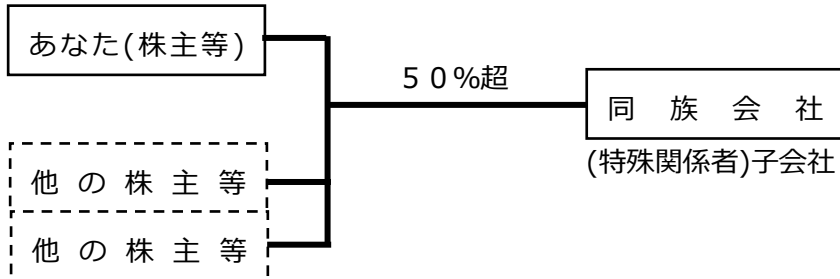
カ 第6号該当

あなたを判定の基礎として同族会社に該当する会社

この判定の基礎とするものは、3人以下の株主等（株主グループ）となります。

あなたが法人の場合は、あなたの「子会社」が特殊関係者となります。

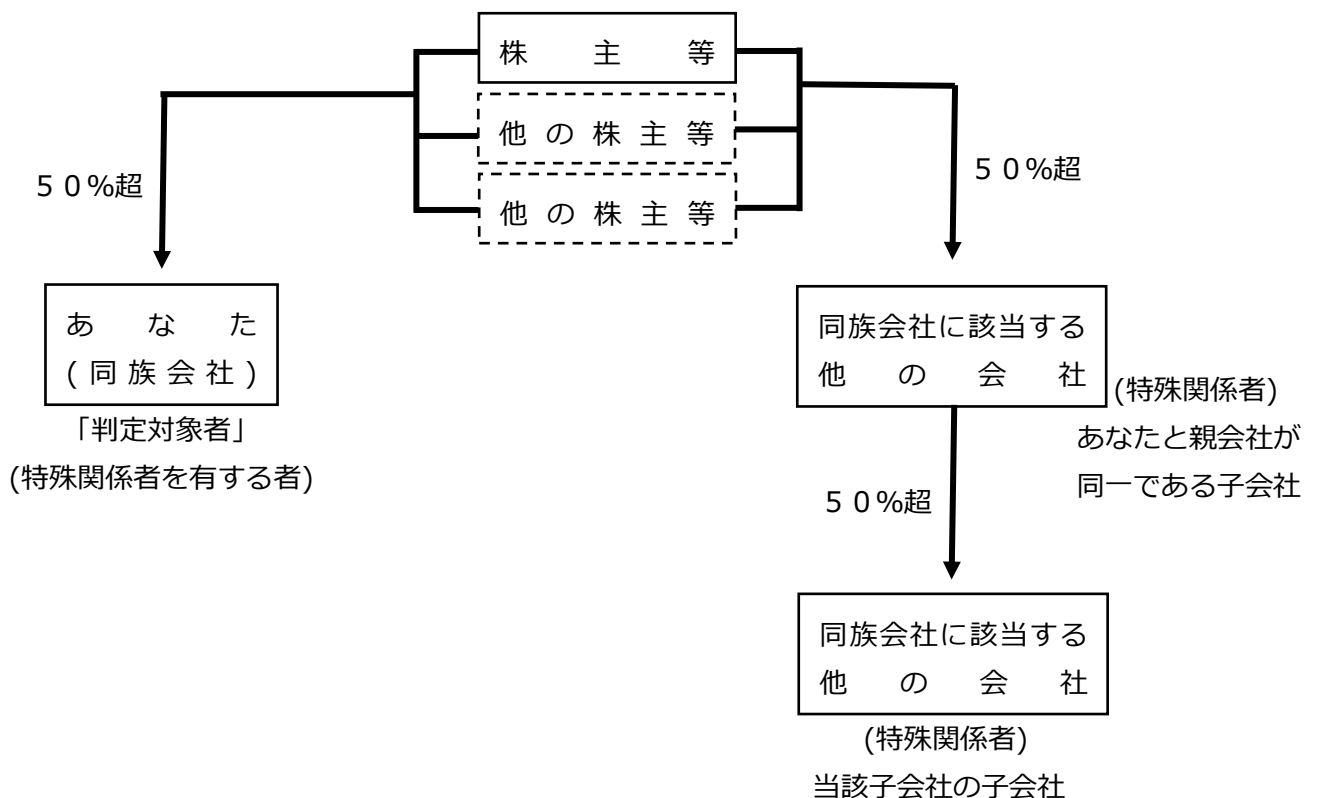
「判定対象者」（特殊関係者を有する者）



キ 第7号該当

あなたが同族会社の場合に、その同族会社の判定の基礎となった株主又は社員の方（これらの方と第1号該当から第4号該当までに該当する関係がある個人の方及びこれらの方を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

同族会社の判定の基礎となった株主が法人の場合は、「あなたと親会社が同一である子会社」及び「当該子会社の子会社」が特殊関係者となります。



(4) みなし共同事業に該当する場合

事業を行う個人または法人が親族や同族会社等の特殊関係者を有する場合において、「特殊関係者を有する者」に該当する事業者と、「特殊関係者」に該当する事業者が同一家屋内で事業を行う場合、特殊関係者の行う事業は両者の共同事業とみなされ（みなし共同事業）、免税点の判定と課税標準の算定方法について、次のような取扱いとなります。

<免税点判定>

ア 特殊関係者

特殊関係者の事業について、単独で免税点判定を行います。

イ 特殊関係者を有する者

特殊関係者を有する者の事業に、同一家屋内で行われる特殊関係者の事業を合算して免税点判定を行います。

<課税標準の算定>

それぞれで課税標準の算定を行います。

A 法人が特殊関係者を有する方であり、B 法人が特殊関係者である場合

同一家屋にのみ事業所がある場合(他に事業所がない場合)

同一家屋

A 法人 600 m ² 90 人 従業者給与総額 3 億円
B 法人 500 m ² 15 人 従業者給与総額 1 億円

	事業所 床面積	従業 者数	従業者 給与総額
A 法人	600 m ²	90 人	3 億円
B 法人	500 m ²	15 人	1 億円

① B 法人の事業が、A 法人の「みなし共同事業」に該当する場合

(A 法人が「特殊関係者を有する者」、B 法人が「特殊関係者」に該当するとき)

判定対象者 (特殊関係者を有する者)	特殊関係者	区分	免税点の判定	課税標準
A 法人	B 法人	資産割	$600 \text{ m}^2 + (500 \text{ m}^2) = 1,100 \text{ m}^2$	600 m ²
		従業者割	$90 \text{ 人} + (15 \text{ 人}) = 105 \text{ 人}$	3 億円
B 法人	—	資産割	$500 \text{ m}^2 \leq 1,000 \text{ m}^2$	—
		従業者割	$15 \text{ 人} \leq 100 \text{ 人}$	—

☆資産割と従業者割について、A 法人のみ免税点を超えます。

② A 法人、B 法人の事業が、相互に「みなし共同事業」に該当する場合

(A 法人、B 法人が相互に「特殊関係者を有する者」、「特殊関係者」に該当するとき)

判定対象者 (特殊関係者を有する者)	特殊関係者	区分	免税点の判定	課税標準
A 法人	B 法人	資産割	$600 \text{ m}^2 + (500 \text{ m}^2) = 1,100 \text{ m}^2$	600 m ²
		従業者割	$90 \text{ 人} + (15 \text{ 人}) = 105 \text{ 人}$	3 億円
B 法人	A 法人	資産割	$500 \text{ m}^2 + (600 \text{ m}^2) = 1,100 \text{ m}^2$	500 m ²
		従業者割	$15 \text{ 人} + (90 \text{ 人}) = 105 \text{ 人}$	1 億円

☆資産割と従業者割について、A 法人と B 法人ともに免税点を超えます。

同一家屋以外に事業所がある場合

A 法人、B 法人の事業が相互に「みなし共同事業」に該当する場合

(A 法人、B 法人が相互に「特殊関係を有する者」、「特殊関係者」に該当するとき)

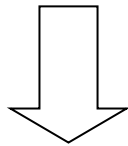
同一家屋

A 法人 400 m ² 50 人 従業者給与総額 2 億円
B 法人 500 m ² 20 人 従業者給与総額 1 億円

別家屋(明石市内)

A 法人 600 m ² 40 人 従業者給与総額 1 億円

		事業所 床面積	従業者数	従業者 給与総額
同一家屋	A 法人	400 m ²	50 人	2 億円
	B 法人	500 m ²	20 人	1 億円
別家屋	A 法人	600 m ²	40 人	1 億円



判定対象者 (特殊関係者 を有する者)	特殊 関係者	区分	免税点の判定	課税標準
A 法人	B 法人	資産割	$400 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 + (500 \text{ m}^2) = 1,500 \text{ m}^2$	1,000 m ²
		従業者割	$50 \text{ 人} + 40 \text{ 人} + (20 \text{ 人}) = 110 \text{ 人}$	3 億円
B 法人	A 法人	資産割	$500 \text{ m}^2 + (400 \text{ m}^2) = 900 \text{ m}^2 \leq 1,000 \text{ m}^2$	—
		従業者割	$20 \text{ 人} + (50 \text{ 人}) = 70 \text{ 人} \leq 100 \text{ 人}$	—

☆資産割と従業者割について、A 法人のみ免税点を超えます。

同一家屋以外に事業所がある場合

事業年度中途に、特殊関係者の事業所の存する家屋内に事業所を移転した結果、「みなし共同事業」に該当することとなった場合

(A法人(12/31 決算が「特殊関係者を有する者」、B法人が「特殊関係者」に該当するとき)

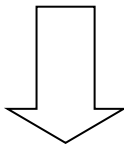
同一家屋

A法人 300㎡ 40人 従業者給与総額 1億 (6月新設)
B法人 800㎡ 40人 従業者給与総額 1億円

別家屋(明石市内)

A法人 600㎡ 0人 従業者給与総額 1億円 (6月廃止)

		事業所 床面積	従業者数	従業者 給与総額
同一家屋	A法人	300㎡	40人	1億円
	B法人	800㎡	40人	1億円
別家屋	A法人	600㎡	0人	1億円



判定対象者 (特殊関係者を 有する者)	特殊 関係者	区分	免税点の判定	課税標準
A法人	B法人	資産割	$300\text{㎡} + 800\text{㎡} = 1,100\text{㎡}$	450㎡※
		従業者割	$40\text{人} + 40\text{人} = 80\text{人} \leq 100\text{人}$	—
B法人	—	資産割	$800\text{㎡} \leq 1000\text{㎡}$	—
		従業者割	$40\text{人} \leq 100\text{人}$	—

☆ A法人の資産割のみ免税点を超えます。

※課税標準の計算： $(300\text{㎡} \times 6/12) + (600\text{㎡} \times 6/12) = 450\text{㎡}$